

恵那市商品券事業取扱加盟店要領

恵那市商品券事業実行委員会「以下(実行委員会)」と使用期間限定のプレミアム付商品券取扱加盟店「以下(加盟店)」は、実行委員会の発行するプレミアム付商品券「以下(商品券)」の取扱を、この要領に基づき実施する。

1.加盟店資格

加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。※申込内容によっては登録をお断りする場合があります。

- ①恵那市内にて事業を営む事業者
- ②公序良俗に反しないもの。

2.加盟店登録方法

別紙加盟店登録申込書を記入の上、実行委員会の指定した期限までに申込みものとする。

- ①参加料は恵那市恵南商工会、恵那商工会議所会員は無料、非会員は50,000円(1店舗ごと)とする
(本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後3カ年は会員を継続すること)。

3.商品券の種類

商品券は額面500円とし「中小商店等使用券および中小商店等・大型店共通使用券」の2種類を発行する。

- ①大型店とは、資本金1億円超または売場店舗面積1,000㎡以上の店舗をいう。
但し、恵那市に本社を置く場合を除く。

4.商品券による商品販売等

加盟店は、有効な商品券を利用する意思のある者に対して正当な理由なくして受取を拒絶できない。

商品券はつり銭を出さないものとする。

5.商品券の提出及び支払い

加盟店は、回収した商品券を実行委員会が指定した窓口に、指定した換金伝票を記入して提出するものとする。

提出した商品券は、右記のとおり取扱加盟店登録申込書に記載された指定預金口座に支払うものとする。

月2回：毎月15日までの分を当月末日、末日までの分を翌月15日(指定日が休日の場合は前営業日)

6.換金手数料

- ①回収した商品券の換金手数料は、無料とする。
- ②換金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とする。

7.商品券の使用期間

加盟店が商品券を受け取ることができる期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6ヶ月間とする。

8.商品券の換金の締切日

加盟店が商品券を換金できる期間は、令和3年10月1日から令和4年4月11日までとする。

9.その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

【対象となる業種一覧(商品・サービス)例】

1	小売業	食料品、衣料品、宝飾品、化粧品、医薬品、娯楽用品、スポーツ用品、家電製品、家具、絵画、書籍、農機具、ドラッグストア、コンビニ、ペットショップ、園芸品、ガソリンスタンド等
2	飲食業	喫茶店、レストラン、ファストフード店、うどん・そば、和食、中華・ラーメン、焼肉、居酒屋、総菜・弁当等
3	サービス業	クリーニング、エステ、ホテル、塾、タクシー、写真、レンタル、理容院、美容院、カラオケ、清掃、害虫駆除等
4	運輸または通信業、旅行業	宅配便、電話機、ツアー旅行等
5	自動車	部品、修理、点検等
6	住宅関連	リフォーム、修繕、造園等
7	その他の商品やサービスの提供により消費の喚起に奇与する業種	

※取扱加盟店として登録された店舗においても、対象とならない商品やサービスを取扱う場合は、プレミアム付商品券での支払いを受けることはできません。

お申込・お問い合わせ窓口 ●お近くの窓口へお気軽にお問い合わせください

■恵那商工会議所 tel 26-1211 fax 25-6173

■恵那市恵南商工会 本所 ... tel 54-2902 fax 54-3703

※業務時間はいずれも：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

右の取扱加盟店申込書にご記入の上、お近くの申込窓口へお持ちください。また、FAXでの申込も可能です。

点線より切り取って使用ください



恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書

令和3年 月 日

恵那市商品券事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として申込みをいたします。なお、申込みにあたっては、事業実施要領、注意事項等を遵守することを誓約いたします。また暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員もしくは関係者、暴力団関係企業でないことについて誓約いたします。

事業所名			
店舗所在地	〒 _____		
TEL	_____	FAX	_____
代表者名			お申し込み印
チラシ掲載名			
チラシ掲載業種 ※左下段の業種一覧を参考に該当欄に○をひとつだけ記入	1.小売業 2.飲食業 3.サービス業 4.運輸または通信業、旅行業 5.自動車 6.住宅関連 7.その他		
会員区分 ☑にチェックを入れてください	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 恵那商工会議所 <input type="checkbox"/> 恵那市恵南商工会 <input type="checkbox"/> 非会員 ※参加料/恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円。		
指定預金口座 貴店(社)への振込口座となりますので正確にご記入下さい。 (確認のため口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付) ※前回と同様の場合は通帳の写しは不要	フリガナ		
	口座名義人		
金融機関名 (いずれかに○) その他の金融機関は()内に記載	・十六銀行 ・大垣共立銀行 ・東美濃農協 ・岐阜信用金庫 ・東濃信用金庫 ・() () 支店		
預金の種類 (いずれかに○)	1 普通預金 2 当座預金	口座番号 (左詰めにて記入)	_____ _____ _____ _____ _____ _____
(注)金融機関は十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、東美濃農業協同組合の恵那市内にある各支店とします。 換金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とします。			

- 1 恵那市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとにご提出をお願いします。
- 2 指定預金口座を確認するため、口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付してください。
- 3 登録申込書の締切日は令和3年6月18日(金)までとなっています。
なお、本申込書にご記入頂いた情報につきましては、本事業以外には使用いたしません。
- 4 取扱加盟店へお申込みいただいた場合、のぼり旗1枚(ポールは除く)と換金伝票を無料提供します。
のぼり旗は必ず、常時店舗前に設置願います。

送信方向

FAX 0573-25-6173

FAXで送信の際は、表裏にご注意ください。